

利根川下流総合管理所レンタカー単価契約 仕様書

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構利根川下流総合管理所が施行する利根川下流総合管理所レンタカー単価契約（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 引渡および返還場所

引渡および返還場所は、受注者の営業所とする。ただし、発注者は受注者の承諾を得た場合に限り、次節に示す場所に配車および引取依頼することができる。

第3節 配車および引取場所

配車および引取場所は、次に掲げるとおりとする。（別添 位置図参照）

- （1）茨城県稲敷市上之島3 1 1 2 利根川下流総合管理所

第4節 契約期間

契約締結日の翌日 から 令和8年3月31日 まで

第5節 車両の仕様

レンタカーの仕様は、次のとおりとする。

- （1）ワンボックス（10名乗り）
- （2）マイクロバス（28名乗り）

第6節 予定数量

本業務は、契約期間中において単価契約するものとし、予定数量については、別紙「予定数量表」のとおりとする。ただし、予定数量は、あくまで概算の見込み数量であり、当該数量の契約を約束するものではない。

第7節 依頼方法

発注者は、車種及び利用日時等の所要の事項を記載した書面によりレンタカーの貸渡しを受注者に依頼するものとする。

第8節 燃料の負担

1 受注者は、受注者の負担においてレンタカーの燃料を満タンにして発注者に引渡しするものとする。

2 利用期間中の燃料は全て発注者が負担するものとし、受注者へレンタカーを返還する際は燃料を満タンにするものとする。

第9節 保険および補償

受注者は、次の各号に掲げる保険及び補償を満たすレンタカーを発注者に貸渡すものとし、使用中の事故については、その保険および補償により賠償等の責任を負うものとする。

- | | | |
|-----|--------|-----------------------|
| (1) | 対人補償 | 1名につき無制限（自賠責保険の補償額含む） |
| (2) | 対物補償 | 1事故につき無制限（免責額なし） |
| (3) | 車両補償 | 1事故につき車両時価額まで（免責額なし） |
| (4) | 人身傷害補償 | 1名につき5,000万円 |

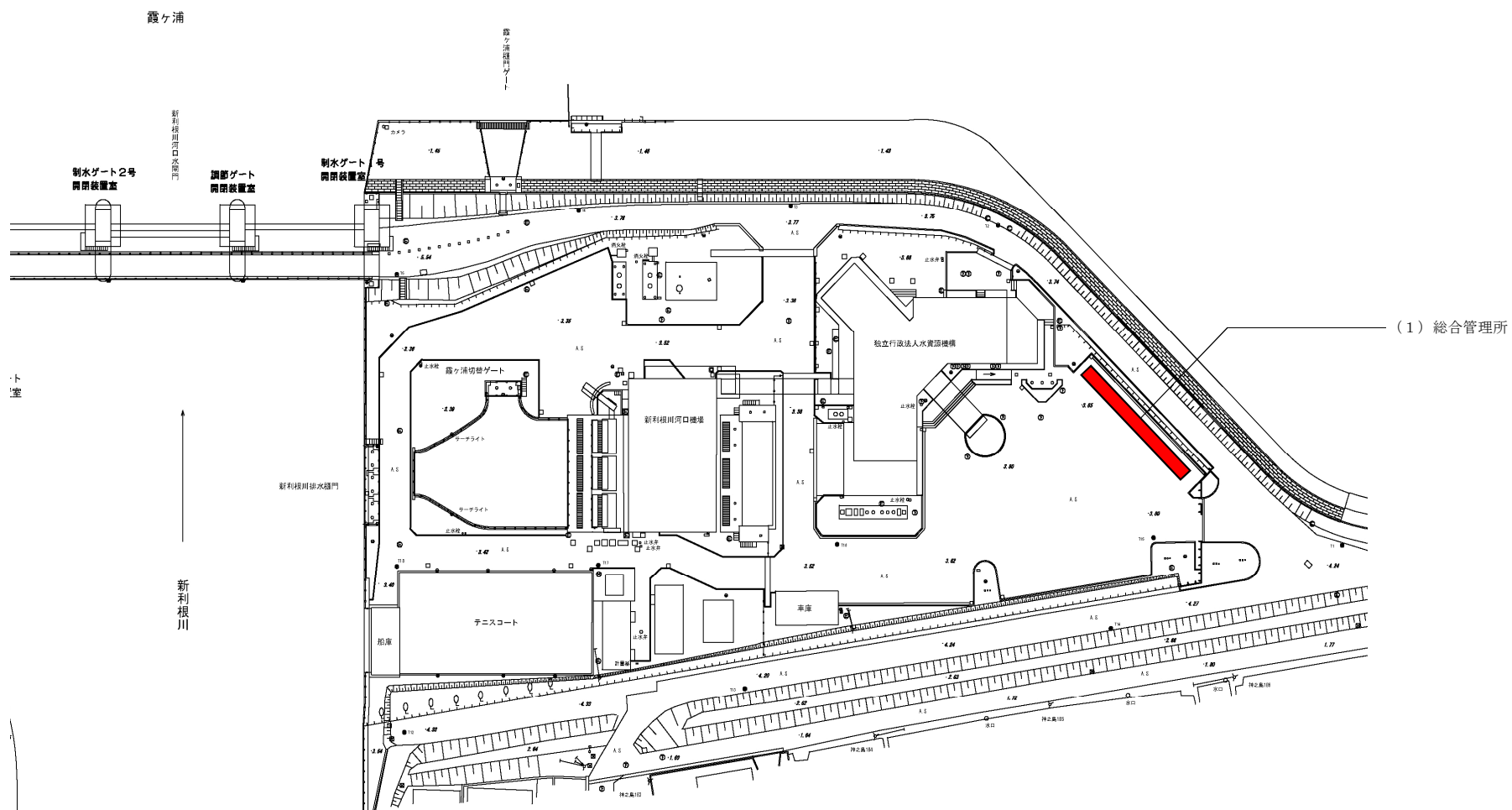
第10節 営業補償

受注者は、受注者の責任によらない事故、盗難、故障及び汚損等が生じ、レンタカーの修理および清掃等が必要となった場合、その期間中の営業補償（ノンオペレーションチャージ）として発注者が負担すべき金額を免除するものとする。

第11節 疑義

この仕様書に疑義が生じたとき、この仕様書により難い事由が発生したとき及びこの仕様書に記載のない事項については、速やかに担当職員と協議して定めるものとする。

以上



業 務 名	利根川下流総合管理所レンタカー単価契約		
名 称	配車および引取場所 位置図		
登録番号		整理番号	1/1
独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所			

予 定 数 量 表

件名:利根川下流総合管理所レンタカー単価契約

車種	利用区分	単位	予定数量	備考
ワンボックス 10名乗り	6時間まで	台	1	
	12時間まで	台	9	
	24時間まで	台	2	
	以後1日ごと(24時間)	台	1	
	超過料金(1時間ごと)	h	1	
	配車	回	1	
	引取	回	1	
マイクロバス 28人乗り	6時間まで	台	1	
	12時間まで	台	3	
	24時間まで	台	1	
	以後1日ごと(24時間)	台	1	
	超過料金(1時間ごと)	h	1	
	配車	回	1	
	引取	回	1	

※予定数量とは、見込数量であり、当該数量の契約を約束するものではない。